

◎新潟県告示第155号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により指定した道路の位置を次のとおり変更した。

平成28年2月5日

新潟県上越地域振興局長

- 1 変更した指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 変更の年月日
平成28年1月25日
- 3 変更した指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
○変更前（平成16年11月11日指定）		
新井市大字柳井田字南浦1381番1の内、1386番の内	4.50	29.48
1381番5、1386番の内	4.50	7.56
1381番5、1386番の内	4.50	16.74
1386番の内、1388番2、1390番2	4.00	36.02
1386番の内	転回広場	30.02平方メートル
1365番2	転回広場	30.43平方メートル
1362番の内	転回広場	29.00平方メートル
○変更後		
妙高市柳井田町1丁目1381番1の内、1386番の内、1386番先道路の内	4.50	29.48
1381番1の内、1386番の内、1386番先道路の内	4.50	7.56
1381番5の内、1386番の内、1386番先道路の内	4.50	16.74
1386番の内、1388番2、1386番先道路の内	4.00	24.60
1388番2、1390番2、1386番先道路及び水路の内	5.70	11.42
1386番の内	転回広場	30.02平方メートル
妙高市大字柳井田字南浦1361番2、1361番2先水路の内	転回広場	30.43平方メートル
妙高市柳井田町1390番1の内	転回広場	36.36平方メートル